

# ○大府市子宮頸がん予防に係る任意接種費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子宮頸がんの予防に係るワクチンの積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した者であつて、定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がんの予防に係る任意の予防接種（以下「任意接種」という。）を受けたものに対し、予算の範囲内において交付する大府市子宮頸がん予防に係る任意接種費助成金（以下「助成金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年4月1日時点で大府市に住民登録があること。
- (2) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であること。
- (3) 16歳となる日の属する年度の末日までに子宮頸がんの予防に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。
- (4) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。
- (5) 費用の助成を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）附則第5項の規定により読み替えて適用する同令第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施される子宮頸がんの予防に係る定期接種をいう。）を受けていないこと。
- (6) 本市以外の市区町村から同種の費用の助成を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対して費用の助成を行うことができる。

(交付の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市子宮頸がん予防に係る任意接種費助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、申請者が第2号に掲げる書類等を添付することができない場合には、大府市子宮頸がん予防に係る任意接種費助成金交付申請用証明書（第2号様式）の提出をもって第2号に掲げる書類等に代えることができる。

- (1) 前条第1項第4号の実費を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類の原本
- (2) 申請者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等の写し

2 規則第10条の規定に基づき行う実績報告は、前項の規定による交付申請をもってこ

れに代えるものとする。

(審査及び交付決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、大府市子宮頸がん予防に係る任意接種費助成金交付決定通知書(第3号様式)により、助成金の交付を行わないことを決定したときは、大府市子宮頸がん予防に係る任意接種費助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第5条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者に対し、助成金として第2条第1項第4号の実費(最大3回接種分まで)に相当する額(以下「助成額」という。)を交付するものとする。

2 助成額は、接種を行った医療機関に対し支払った接種費用とし、接種費用に含まれないもの(接種に要した交通費、宿泊費、第3条第1項に掲げる書類の発行に要した文書料等)は対象としない。この場合における助成額の上限は、別表に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、申請者が第3条第1項第1号に掲げる書類を提出しない場合における助成額は、別表に定める額とする。

4 助成金の交付は、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(申請期限)

第6条 助成金の申請期限は、令和7年3月末日とする。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、交付を行った助成金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 助成金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第9条 市長は、助成金の交付決定のための調査又は過去に決定した助成金に係る調査のために特に必要と認めるときは、大府市子宮頸がん予防に係る任意接種費助成金交付申請書兼請求書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第4条の規定による交付の決定を受けた者については、この要綱の失効後も、この要綱の規定に基づき、助成金の交付を受けることができる。

別表（第5条関係）

接種日の属する年度	金額
平成26年度	15,676円
平成27年度	16,206円
平成28年度	16,206円
平成29年度	16,226円
平成30年度	16,226円
令和元年度（9月30日まで）	16,226円
令和元年度（10月1日以降）	16,324円
令和2年度	16,590円
令和3年度	16,590円